

鬼怒工水だより (第4号)

発行日：平成26年2月
発行者：栃木県企業局水道課

受水企業訪問

鬼怒工業用水を受水されている企業さまには1年に1度以上、鬼怒水道事務所の職員がお伺いして直接お話をさせていただく機会を設けていただいております。

例年2月頃実施しているこの「**受水企業訪問**」では、次のようなことをさせていただいております。

- ◇ 量水器（受水流量計）の確認
 - ・ 年に1度、お互いの立会いのもと量水器の機能を確認します。
- ◇ 受水施設の確認
 - ・ 仕切弁や受水槽等が鬼怒工業用水給水施設基準に適合しているか確認します。
- ◇ 情報交換
 - ・ 鬼怒工業用水の現状をお知らせしたり、ご要望などをお聞かせいただいております。

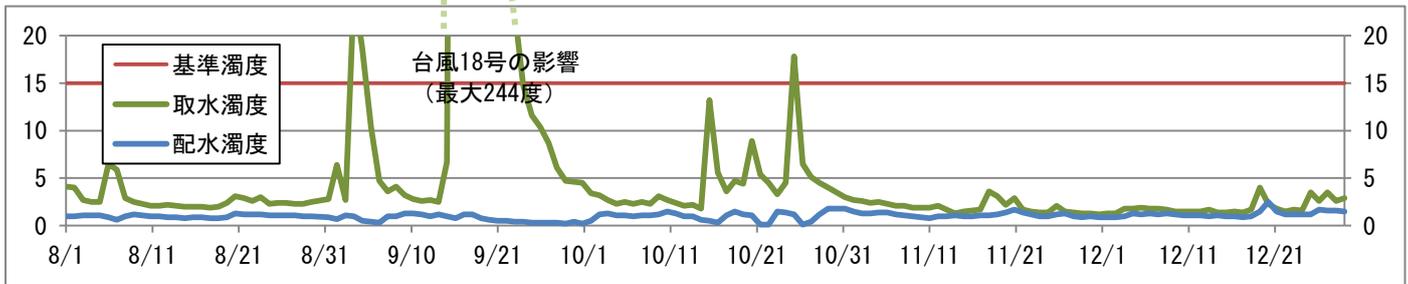


工水配水濁度計

水質管理（配水濁度）

平成25年8月から12月までの工業用水の濁度をお知らせします。

配水濁度 運用基準 15度以下（栃木県鬼怒工業用水道給水規程による）
実績値 0.1～2.5度



★消費増税への対応について★

平成26年4月から消費税率が5%から8%になります。

鬼怒工業用水につきましても「鬼怒工業用水道に係る工業用水の料金に関する条例」を改正し、現行の「合計額に百分の百五を乗じて得た額」を「合計額に百分の百八を乗じて得た額」となりますので、ご承知おきください。

なお、本条例の改正に伴う基本料金、使用料金、特定料金等の変更はございません。

★工業用水についてのお問い合わせ★

栃木県企業局水道課	〒320-0033 宇都宮市本町12-11	TEL 028-623-3820	FAX 028-623-3826
栃木県鬼怒水道事務所	〒329-1233 高根沢町宝積寺1900	TEL 028-675-1331	FAX 028-675-4818

栃木県企業局水道課ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/j04/index.html>

「鬼怒工水だより」は、鬼怒工業用水道事業を広く皆様に知っていただくための広報紙です。

鬼怒工業用水道をご利用いただいております皆様並びに関係の皆様には、日頃から工業用水道事業の推進にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

●安全安心な工業用水を安定的に供給するために！

油分検出装置設置工事

異常水質事故等への対策の一つとして、取水口（岡本頭首工）の上流に油分検出装置を設置しています。

すでに取水口には1基設置されていますが、上流に検出器が設置されることで、水質異常を早期に発見し、素早く確実な対応を講じることができるようになります。



検出器用の建屋新設
(現在機器を設置中)



油の流入を
早期に発見！



水の流れ

必要に応じて
取水を停止！

継続供給

取水停止中は
浄水処理ができませんが…

施設の汚染を
防ぎます！

2系配水池も築造中

配水池に貯留した水で
給水力を確保！

鬼怒水道事務所

